

市会事務局職員旧姓使用取扱要綱

この要綱は、本市会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。

事務局職員の旧姓使用に関する取扱については、市長部局の取扱の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。